

第9回阿賀町入札監視委員会会議録

1. 日 時 平成21年6月15日 13時15分～15時40分
2. 会 場 阿賀町役場3階第3会議室
3. 出席者 委員 沢田委員長、伊津委員、五十嵐委員、関塚委員、鷺尾委員
町側 長谷川副町長、渡部総務課長、眞田行政管財係長、近藤主任
塩野主事
4. 議案
 - 委員の再委嘱について（期間21.4.1～23.3.31）
 - 談合情報について（津川小学校校舎棟耐震補強及び大規模改修工事(電気設備)）
 - 抽出事案
 - ・簡易公募型指名競争入札
 - ①後地住宅解体(2期)工事
 - ②後地住宅外構(2期)工事
 - ③町道蟬ヶ平第3工区改良第4期工事
 - ・指名競争入札
 - ④津川漕艇場周辺整備工事4工区
 - ⑤町道蟬ヶ平線法面改良工事
 - ・随意契約
 - ⑥阿賀町クリーンセンター燃焼・通風・計装設備補修工事
 - ⑦阿賀町汚泥再生センタープラント機器修繕工事第2期分
 - その他資料
 - ・平成20年度建設工事平均落札率比較表（第1四半期～第4四半期及び全期）
 - ・再入札実施案件の入札額の比較 0件
 - ・落札率95%以上全事案の入札額と差額の比較 5件
5. 会議録 別紙のとおり

説明・答弁	質問・意見
<p>渡部総務課長</p> <p>第9回の入札監視委員会の開会。</p> <p>人事異動によりこの4月から総務課長を拝命した旨を自己紹介した。</p> <p>副町長</p> <p>委員各位の再委嘱については事前に了承を得ているところだが、引き続き2年間よろしくお願ひしたいと述べた。</p> <p>総務課長</p> <p>再委嘱に伴い、要綱第4条による委員長の互選について委員から意見を求めた。</p> <p>総務課長</p> <p>推薦の意見について満場の同意を確認し、沢田委員に引き続き委員長の職を引き受けていただくことを要請、同意を得た。</p> <p>続いて、要綱に従い委員長に委員長職務代理の選任を求めた。</p> <p>沢田委員長</p> <p>緊急の場合も想定し、地元の関塚委員に引き受けていただきたい旨を告げ、関塚委員から同意を得た。</p> <p>総務課長</p> <p>次第に従い、副町長・沢田委員長からあいさつをお願いした。</p> <p>副町長</p> <p>委員各位に改めて親しくあいさつを述べた後、再委嘱を引き受けていただいたことについて謝意を述べ、今後とも入札契約制度についての提言等をお願いした。また、6月9日に新聞報道のあった「町工事に係る談合情報」に触れ、町の対応として、入札の延期、参加申請のあった業者からの事情聴取を行い、事実関係について確認し</p>	<p>関塚委員</p> <p>前委員長の沢田委員に引き続きあたってもらいたい。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>たことを報告、委員会しての見解をお願いした。その他平成21年度にかかる予算概要について紹介し、的確な契約執行を心がけたい旨を報告し挨拶とした。</p> <p>委員長</p> <p>まず、再任されたことについての今後の抱負を述べた後、このたび改正公布される独禁法の内容について触れ、談合関連の罰則が強化されることを紹介した。談合については予防が大事であり、今後も阿賀町の入札制度がさらに談合しにくいような制度とするべく委員各位のご指導を頂きたい旨を述べ挨拶とした。</p> <p>総務課長</p> <p>議案の審議に先立ち、先般寄せられた談合情報について以下の内容の報告をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事名 津川小学校校舎棟耐震補強及び大規模改修工事(電気設備) ・情報の詳細 新潟市内に本社のある業者が、入札参加申請の各社に対し談合を持ちかけているとの内容が新聞社に匿名で寄せられた。 ・町の対応 入札日前日の情報であったので、とりあえず該当工事の入札延期を決定。当日午後3時から5時の間に、参加申請のあった各社から事情聴取を実施した。今後については、監視委員会の見解も参考に対応を決定したい。 <p>委員長</p> <p>事実関係について質問等ありませんか。</p>	<p>委員</p> <p>以下について再度詳細説明願いたい。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>事務局</p> <p>①については、談合を働きかけている会社名が挙げられただけである。</p> <p>②については、入札額としては、想定できる金額と思われる。</p> <p>③については、現在、入札は延期している状況なので、この委員会の見解を参考にし決定する予定。</p> <p>④については、従たる営業所の設置業者はあるが、参加資格を有する本社はない。</p> <p>⑤については、参加申請のあった全社に役場に来庁してもらい、個別に事情聴取を実施した。</p> <p>⑥談合を持ちかけている会社名の実名が挙げられていたことや、予定価格に比較して想定できない入札額でなかったことから入札延期を決定した。町として初めて寄せられた談合情報だったので慎重を期したこともあるが、入札日前日の情報ということもあり、判断をするに時間的余裕もなかったので延期の措置を取った。</p>	<p>①匿名情報は参加申請の7社の名前を具体的に挙げたのか。</p> <p>②予定価格に比較しての情報のあった金額はどうか。</p> <p>③延期した後の処理はどうか。</p> <p>④町に本社のある業者は申請しているのか。</p> <p>⑤事情聴取はどのような方法で行われたか。</p> <p>⑥入札を執行したら問題があったのか。</p> <p>委員</p> <p>入札日前日の情報で、なおかつ初めて寄せられた談合情報ということであれば、入札延期の対処はやむを得なかったと思う。ただ、こういう匿名の電話の情報に振り回</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>委員長</p> <p>入札については延期をしたわけだか、再度入札する場合、同じ条件で入札するべきか。又は入札条件を変えて執行するべきかの意見をいただきたい。</p> <p>事務局</p> <p>設計内容の変更については、耐震補強及び大規模改修工事に関連する電気設備工事であるから大きな変更は出来ないと思われる。</p> <p>事務局</p> <p>実績条件については、過去 10 年間の同種同規模程度の実績を求めて公告したところ。参加条件面での変更では、参加対象エリアの拡大が一番適切かと思われる。</p>	<p>されるのはいかなものか。匿名の談合情報はいくらでもできる。悪質なものになると具体的に業者名や担当者の名前まで通報する例もある。しかしそれが談合の確証になるものではないし、内容的に疑わしいものであれば入札前に確約書を提出させて入札を執行するべきだったのだと思う。</p> <p>委員</p> <p>延期をした以上は条件を変えないといけないと思われる。7社から役場で事情聴取をした時点で、参加業者を知り得た可能性を否定できない限り、設計内容を変更するか、参加対象範囲を拡大する方向での公募条件にすべきである。</p> <p>委員</p> <p>ある市で、関連工事の再入札に際し設計内容を変えたら、つじつまが合わなくなったという事例もあるので、関連工事の場合は他の条件を変えて執行するべきと思う。</p> <p>委員</p> <p>実績とかの参加条件面での変更することは出来ないのか。</p> <p>委員</p> <p>いずれにしても現在の業者数より多く確保できる条件変更をし、仕切りなおすこと</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>総務課長 ご意見ありがとうございました。さっそく委員会の見解を長に報告して判断したいと思います。</p> <p>事務局 承知しました。</p> <p>委員長 続いて次第に従い「抽出事案の説明・審議」に移り、はじめに抽出理由について抽出当番の関塚委員に説明を求めた。</p> <p>委員長 続いて抽出案件の説明を事務局に求めた。</p> <p>事務局 様式1から様式6までを説明した。</p> <p>委員長 ご質問ご意見ありませんか。 質問がないことを確認し、様式7の入札方式ごとの説明を事務局に求めた。</p> <p>事務局 様式7のうち、「簡易公募型競争入札」の3件について説明した。</p> <p>委員長 ご質問ご意見ありませんか。</p>	<p>が必要だ。</p> <p>委員長 この事案につきましては、後日の委員会の抽出案件に必ず選定してください。</p> <p>関塚委員 第4四半期ということもあり、対象案件が少なかった。そんな中でも高落札率のものを中心に選定した。</p> <p>委員 各事案の工事費内訳書を業者ごとに比較して見ると、積算内容に大きく開きのある項目がある。計上の仕方よっての金額差なのかもしれないが、中にはかなりかけ離れた計上のものもある。また、③の案件については、落札業者を除き他の業者の積算額がほぼ一致している。また、町の積算金</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>事務局</p> <p>最低制限価格の設定については、町では66%から90%の間で、一定の算定式に従い算出根拠としている。該当の事案は90%を超えた事案と思われる。</p> <p>事務局</p> <p>国・県では、品確法やダンピング防止の観点から最低制限価格を引き上げる傾向にあり、現に県も引き上げ改正をこの4月から実施したところ。算出根拠については町のHPでも公表しており、業者側もそれに基づき算出して入札している。</p> <p>事務局</p> <p>積算内訳書の添付については、入札公告で提出を義務付けている。根拠については</p>	<p>額と同額となっている項目が非常に多い。積算内訳書の調査報告書では、見積積算であることや積算ソフトが普及したことなどを理由としているが、同額となっていることに対し肯定的な理由を挙げている様に思われる。反対に疑ってかかってしかるべき内容の積算内訳の比較表であるし入札結果だと思う。総じて該当3件とも疑問が残る案件である。</p> <p>委員</p> <p>①の案件については最低制限価格が90%の設定となっている。算定式に従っての設定とは思いますが、あまりにも競争できる範囲が狭いのではないのか。設定としては高すぎると思うがいかがなものか。</p> <p>委員</p> <p>最低制限価格が90%の設定で競争力が確保できるのか疑問だ。</p> <p>委員</p> <p>積算内訳書の提出については、要領等で定められているようだが、内容の説明・聞き取り調査への協力については定められている根拠があるのか。また、業者がそれを断った場合の罰則等はあるのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>即答出来ないが、関係要綱等に提出を求めることが出来るように明記されている。罰則までは規定していると思うが、なお、後日調べて回答したい。</p> <p>※ 提出については、町建設工事競争入札実施要綱第 17 条に規定。</p> <p>※ 説明、調査を断った場合の罰則については特に定めたものはないが「不誠実な行為」とすれば指名停止要綱に該当する。</p> <p>事務局</p> <p>業者によっては、計上項目の相違により金額が大きく違っている場合もある。町側で指定した内訳書を用意すればそのようなことはなくなると思うが、事業課との協議も必要なことから早急の対応は難しいと思われる。</p> <p>事務局</p> <p>積算内訳書を義務付けることになってから、業者からの質問が増えている傾向にある。いい方向だと感じている。</p> <p>事務局</p> <p>質問内容が同じものが数社から寄せら</p>	<p>委員</p> <p>町側では、積算内訳書の提出を義務付けチェックはしているのだろうが、町からの指導についてはしていないのが実態だと思う。あきらかに疑問のあるものについては突っ込んだ調査をするべきではないのか。このことについては、前々から言っていることであり積算内訳書にあらゆる疑義があった時点で業者から事情聴取すべき。それが業者への牽制となる。</p> <p>委員</p> <p>特に大きな工事での高落札率は影響が大きい。必要以上に低落札率の必要はないが、競争している形跡が見えないものは、やはり何らかの牽制が必要。</p> <p>委員</p> <p>質問は、大抵 1 社か。複数社か。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>れる場合もある。</p> <p>事務局</p> <p>担当事業課から聞き取りをしたが、多数アンカー工の積算に際しては、資材のほとんどが見積であり、また県内に1社しかないとのこと。結果このようになったものと思われる。ご指摘のとおり、各社とも町が見積徴収した製作会社に見積り依頼したとすれば、町の積算と同額の積算内訳書となる可能性も充分考えられる。実際の流通価格と見積価格に相違がない場合は、製品価格面での競争性は働かないことになるのかもしれない。しかし、入札金額は同じでないのだから、まったく競争性が働いていないとはいえないと思う。</p>	<p>委員</p> <p>1社だけの場合は、その1社が代表して積算している可能性も否定できないが、数社から質問があるということは健全な状況だともいえる。</p> <p>委員</p> <p>③の案件については、町的设计書と積算内訳書の1円単位まで同じがある。明らかに異常であり先ほどの理由書での説明では納得できない。</p> <p>委員</p> <p>もし、そういう事情なのであれば、見積合わせ等の随意契約で執行した方が良いのではないか。入札監視委員会として町側の情報管理も含めて厳しく調査することを要望したい。</p> <p>委員</p> <p>要綱第7条に定める「意見の具申及び勧告」ということになるのか。</p> <p>委員</p> <p>勧告ということではないが、それに近いものの必要性を感じる。今回は指摘という</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>事務局 ご意見のとおり詳細な再調査をするようにしたい。なおその場合の聞き取り調査等は、全社一緒に集めた中での調査という形でも良いのか。</p> <p>事務局 事業課と協議の上で、適切な聞き取り調査等の対応方法についても検討し報告したい。</p> <p>沢田委員長 他に質問、意見がないことを確認し、次の指名競争入札の案件の説明を事務局に求めた。</p> <p>事務局 様式 7 の「指名競争入札」2 件について説明した。</p> <p>沢田委員長 ご質問ご意見ありませんか。</p> <p>事務局 辞退理由は「自社の都合」となっている。</p>	<p>形で、引き続きこの案件については再調査を実施してもらいたい。町側では積算内訳を比較して不自然でないという結果で判断したということだが、入札監視委員会としては「更に詳細調査を必要とする指摘事項」ということにはしてはどうか。</p> <p>委員長 委員会としては、勧告の前段階の「要望」ということとしたい。</p> <p>委員 そのような形でも差し支えないものと思う。ただし、積算内訳書の根拠となる資料の提出も求めるように。なお、後日調査結果について委員会に報告を求める。</p> <p>委員 ⑤の工事は、6 社指名中 2 社が辞退している。考えられる原因は何か。</p> <p>委員 辞退の具体的理由を求めることは可能な</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>事務局 指名競争入札であり、辞退についても特段ペナルティを設けていないので難しい。</p> <p>事務局 ⑥の案件については金額も小さいので、町内に本社又は営業所登録のある該当業種申請のある、全6社を指名したところ。</p> <p>事務局 来年度以降は、入札案件すべてにおいて制限付一般競争入札制度を導入する予定。これにより、業者側の参加意思が反映できることになり辞退数も少なくなる。同時に競争力の確保についても図られるものと思っている。</p> <p>事務局 制限内容を十分に検討して、地元業者の保護育成、競争力の確保等に配慮したい。</p> <p>沢田委員長 他に質問がないことを確認し、次の随意</p>	<p>のか。</p> <p>委員 指名されて辞退する自由はあってもいいのではないか。「儲からないから指名辞退する。儲かりそうだから入札申請する。」むしろその方が自然なんだろうと思う。業界が競争力を保持した中で業者の住み分けが出来てくれば良いことなんだろうと思う。</p> <p>委員 ご意見のとおりとは思いますが、阿賀町の場合対象業者数が少ないから、辞退がたくさん出ても大変なのではないか。</p> <p>委員 業者数の確保が必要なのであれば、指名対象範囲を広げる方法を検討すればいいのではないか。500万円未満ということでもあり町内業者保護の観点もあるかと思うが、要はそのあたりの考え方が肝要だ。</p> <p>委員 公募範囲拡大していくと他の地域から業者が入り込んでくると言われているがどのように考えるか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>契約の案件の説明を事務局に求めた。</p> <p>事務局</p> <p>様式 7 の「随意契約」 2 件について説明した。</p> <p>事務局</p> <p>通常の場合、メンテナンスを委託している会社から、修繕に必要な見積を徴収し設計書とする場合が多い。</p> <p>沢田委員長</p> <p>他に質問意見がないことを確認して、閉会を宣言し会議を終了した。</p>	<p>委員</p> <p>特殊な設備の修繕等にかかる町側の設計書はどのように作成されるのか。</p>